

第4回飼料問題懇談会

平成14年7月3日

日時：平成14年7月3日
会場：農林水産省第一特別会議室
時間：10:00～13:00

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
農林水産省生産局畜産部長
3. 資料説明
農林水産省生産局飼料課長
4. 協議事項
 - (1) 「今後の飼料政策の展開方向」(懇談会報告書)(案)
 - (2) その他
5. 閉会

（需給対策室長）

定刻になりましたので、ただ今から第4回の飼料問題懇談会を開催させていただきます。委員の皆様には御多忙のところ御出席頂きまして、誠にありがとうございます。まず、開催に当たりまして、畜産部長から御挨拶を申し上げます。

（畜産部長）

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中のところ、当懇談会に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。6月11日付けで畜産部長を拝命致しました松原でございます。よろしくお願い致します。さて、最近の畜産行政をめぐる情勢でございますが、BSE特別措置法案が6月7日に参院で可決・成立し、7月4日に施行されます。今後は、本法律を踏まえまして、関係府省庁や都道府県等と連携し、BSEの清浄に向けて努めてまいる所存であります。さらに、BSEの発生を契機として、畜産物をはじめとする食の安全の確保に向けて政府全体として取り組んでところでありますが、去る6月11日の「食品安全行政に関する関係閣僚会議」において、「食品安全委員会（仮称）の設置、食品安全基本法の制定」等についてのとりまとめが行われました。これを受け、当省としては6月18日付けで内閣府に設置された「食品安全委員会（仮称）設立等準備室」と連携しつつ、飼料安全法等の関連法制の見直しを行うとともに、「食と農の再生プラン」に沿った予算要求を行い、「食」の安全性の確保に万全を期してまいりたいと思います。この飼料問題懇談会につきましては、3月に第1回懇談会を開催して以降計3回にわたり、委員の皆様方により飼料行政の全般にわたって、精力的な議論がなされてきたものと承知しております。その中で、飼料をめぐる情勢変化を踏まえつつ、今後の飼料政策の展開方向について、備蓄問題にとどめることなく、自給飼料の増産、流通飼料の合理化、飼料の安全性確保や資源循環型畜産の推進についても様々な示唆に営む御意見を賜ったものと考えております。今回の懇談会におきましては、これまでの懇談会で委員の皆様方から出されました飼料政策に関する御意見等を総括する形で「今後の飼料政策の展開方向」の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。そして、この報告書の提言を踏まえまして、安全・安心な畜産物の安定供給のための飼料供給構造の確立に向けて、消費者に軸足を置いた飼料政策の展開を図っていきたいと考えております。最後になりますが、当懇談会におきまして委員の皆様方には、飼料行政に対し、幅広く御議論を頂きましたことにつき、大変感謝しております。本日が区切りとなりますが、今後とも飼料行政について、忌憚のない御意見を頂けることを所望致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

（需給対策室長）

本日は、13名の御出席の御返事を頂いております。なお、本日は全農常務理事の代理として 様の御出席を頂いております。

（座長）

これから議事に入りたいと思いますが、本日は前回の懇談会で申し上げたとおり、今後の飼料政策の展開方向に関する提言を行う最後の懇談会として、「報告書」（案）について御議論頂いた上で、とりまとめたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。今回の懇談会に提出しております報告書（案）については、前回懇談会において御了承頂いたとおり、6月13日に開かれた起草委員会を通して起草委員により作成されたものであります。なお、予め御案内のとおり

り、懇談会は、13時までには終了するというので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

(需給対策室長)

本日の議事につきましては、配布しております資料により、事務局より説明を行い、委員の皆様のご意見を伺いまして、座長が申しあげましたように、報告書を取りまとめて頂きたいと考えております。それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を付しておりますが、

- 1 「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)
- 2 「今後の飼料穀物備蓄の在り方」(メモ)
- 3 「今後の飼料政策の展開方向」(概要版)(案)
- 4 「今後の飼料政策の展開方向」(報告書)(案)
- 5 「飼料をめぐる情勢」(参考資料)

以上が今回の配布資料です。ご確認下さい。なお、座長がおっしゃった通り、懇談会終了予定時間を13時と予定しておりますが、お昼を挟みますことから、実際の懇談会終了時間を12時半を回る程度までと致しまして、お弁当を御用意しておりますので、12時半以降はお食事をとりながら、ざっくばらんに御議論頂ければ幸いです。

(座長)

では最初に資料のご説明を、飼料課長の方からお願いします。

(飼料課長)

資料に沿って説明。

(座長)

ありがとうございました。それでは、今ご説明のありました「今後の飼料政策の展開方向」、資料4について皆様から意見をお伺いしたいのですが、まず最初に備蓄以外の問題についてご意見、ご質問を頂き、次に備蓄問題について、そして飼料問題全体に関わるということで、今までの委員会全体を通じて言い残したことを含めて議論して頂くということで進めていきたいと思っております。まず、備蓄以外のところに関して御意見等ございましたらお願いします。

(委員)

報告書(案)の10ページの について、この表現で本当にいいのかということなのですが、調整した飼料の給与により、プロイラーでは、窒素の排出量が20%、リンの排出量が30%までに低減されるとありますが、20%あるいは30%まで低減されるのではなく、20%相当が低減されるということではないでしょうか。

(飼料課長)

減少量だと思われませんが、表現を工夫させていただきます。

(座長)

この分野に関しては、私の専門分野なので答えさせていただきます。例えば、窒素の場合ですと飼料のアミノ酸組成を工夫することにより、たんぱく質の水準を下げることができます。例えばプロイラーの後期の飼料ですとたんぱく質21%必要だと、それがアミノ酸のメチオニン部分をうまく配合することにより19%位で飼うことができるようになる。そうしますと約20%程度の窒素排出量を低減することが出来ます。2点目はフィチン量がありまして、穀物に多く入っている

フィチンを分解するフィターゼという酵素を添加することによって、フィチン類が分解されて糞に排出する分が少なくなる、つまり吸収されるものが多くなるということです。無機リンを入れる必要なくなり、リンの吸収率が良くなるので、その分だけ排泄量が低減します。そういうふうにと考えると、3割位の排出量低減を期待できると思われま

(委員)

同じページのTMRについてですが、ratio になっていますが ration ではないですか。

(座長)

ration です。

(代理)

4ページの(ア)(イ)の専増産ふすま制度について、廃止の理由として書かれていると思うのですが、(ア)はどちらかという専増産ふすまが必要な理由であり、(イ)は廃止する理由であるというふうに捉えられるのですけれども、このような表現でよろしいのでしょうか。

(需給対策室長)

小麦粉として、またふすまとして、両方それぞれごとに需給があるものですから、ふすま独自の生産というものがやりにくい状況になったということです。

(代理)

むしろ素直に見ると14年度末を目処に廃止されることとなっている、廃止する理由はと、こう読んだのですが、(ア)は必要な理由と読んでしまうのですが。

(飼料課長)

平成9年に行われた「麦政策大綱」作成時に提示したものと同じ書きぶりで間違いないと思いますが、確認します。

(委員)

備蓄に係ってしまうかもしれませんが、11ページの下の方に、「中国のWTO加盟に」というくだりがありますが、前回から気になっていたのですが、「中国のWTO加盟については、国際貿易上の透明性が高まり飼料の安定供給にとつての阻害要因を減少させるという見方と」とありますが、これは長期的な観点からいきますと、中国の農業政策だとかそういったものが今後の国際化していく中で透明化していくという意味では読みやすくなる、そういう意味では長期的には不安定要因ではなくなるのでここまではいいのですが、「中国国内での畜産物消費が高まり飼料穀物の輸入増大が国際市場にとって不安定要因になる」これはちょっと繋がっていないと思うのですが、むしろここは短期的な感覚で、要するに短期的には中国国内の生産者に対して政府が様々な補助金だとか輸出奨励金だとか保護施策をとっているわけですが、これがWTOの加盟によって取り払われる、すなわちその瞬間に生産量が減退してしまうと、それが短期的にはやはり国際的な供給に対する不安定要因になるということで、むしろ消費が高まるのではなくて短期的には供給量が減少するといった言い方がいいのではないのでしょうか。要するに中国国内のトウモロコシの生産が一時的に国の奨励、あるいは政府買入等の所得保持的な政策が将来的に取り払われるということになりますと、国から補助もらって一生懸命やっていた農家は作らなくなるということからすると、むしろ消費が高まるということではなくて、生産量が減ることから国際的な意味での不安定要因になるということではないかと。

(委員)

7 ページ の「メーカー間の販売競争の下で畜産農家のニーズに応じた製造銘柄数が増加している」と記述しながら後段では「配合飼料工場のさらなる集約化、製造銘柄数の削減による製造の効率化」とあります。結局畜産農家のニーズを否定する、ニーズに基づいてやってきたことをここでは否定していることになりませんが、報告書であえてそこまで踏み込む必要があるのか。

二点目は2 ページ目の一番上「消費面」とは何を指しているのか。

三点目は感想です。自給飼料、濃厚飼料、輸入飼料、粗飼料等いろいろな言葉があるが、果たして消費者にわかってもらえるのか、もう少し概念をはっきりさせるべきではないかという気がします。6 ページ で、あるところでは畜種に視点をおいた書き方、またあるところでは地域条件に視点をおいた書き方になっていますが、自給飼料増産という一般論ではなくて、又総量問題ではなくて畜種別に一頭羽当たりの自給飼料をどう確保していくのかという点が今後の課題となっていくと思います。また、「国土の狭い我が国」といういわゆる枕詞は外した方がいいのではないかと思います。実際は狭い土地さえも利用されていないのが現状です。現在の我が国の畜産は当然ことですが消費者ニーズ対応した生産者の頑張りという体系で成立しているわけで、急に舵取りを変更した場合にかなりの矛盾が発生してしまう、いわゆる自給飼料を中心に使ったときに果たして生産者が同じ水準の飯を食べるのか、そういうエサを使った場合に生産性に変更無く経営が成り立つのかというあたりまで今後の検討課題としていかないと、自給飼料増産というものは一般論に終わってしまうのではないかと思います。基本的に後半の方は感想ですが重要な事柄だと考えています。

(座長)

3 つ目の言葉の問題は事務局でもう一度整理をしていただきたいと思います。また、実際に懇談会の提言を施策に反映させる段階で具体的にいろいろ考えて頂きたい。まず、最初に7 ページの問題で、ここは非常に悩ましいところで、畜産農家のニーズの多様性が効率化の妨げになっているというとういことですが、この真意について、いかがでしょうか。

(委員)

私どものところでも少し扱っているのですが、考え方はこうなんですが、業者間で受委託して量を増やそうということを通じて、一工場あたりの生産銘柄数は少なく出来る可能性はあります。そのところは必ずしもニーズを無視するというか、ニーズに応える方法として、業者間のそれぞれの工場で受委託で専門化をしていくという方法を実際にとってることによって、広いニーズに対応することが出来ます。

(飼料課長)

ニーズという面でいえば、受委託で決まっていくというのはなかなか難しいのですが、そういうものもやっていかなければならないという意味で書いたのですが、そこは 委員に御意見を伺いたと思います。

(委員)

ニーズという言葉自体の定義は難しい。実際に現場で銘柄数が増えていることが本当にニーズなのかといわれると非常に難しいのですが、銘柄数が多くて生産効率が阻害されているのは事実です。それをどうやって効率化に繋げていくのかというのは課題であると思いますが、表現的にどういったらいいのか、ニーズの

定義ではありませんが、私はニーズではない部分が過分にあって、過当販売競争だとかいわゆる買い手市場であるとか配慮があって、この部分的的確な表現は難しいと思います。

(座長)

委員のいわれましたように、このような状況を踏まえたところで、製造銘柄数の削減による製造の効率化をお互いに協力し合っていくようなニュアンスとして書く、そういう工夫をして頂ければと思います。ということでよろしいでしょうか。

(委員)

言葉についてのところですが、今回非常に消費者にとってなじみにくい言葉が飼料の世界にあって、当初懇談会に当方を入れて頂いた時には言葉が分かりませんでしたので、このように注を入れて大変分かりやすくなっていることは評価に値すると思うのですが、5ページの「ア」の「耕種農家」については、注書きで「田畑において農作物を作る農家」となっていますが、注を付けるほど難しい言葉は本文中で書き下した方がいいのかなと思います。

また、1ページで「中小家畜(豚、鶏等)」としていて、3ページでは同じ言葉に注がついているので、統一した方がいいと思います。濃厚飼料という言葉にも注がついているのですが、何々などという言葉をつけていただくと、注を見るまでもなくある程度理解しながら読めるかなという気がします。最後の参考のところ乳用牛のエサについて初めて見て大変参考になりましたが、イタリアングラスとかオーチャードグラスといわれても分からないので、もう一手間かけてより分かりやすくしていただければ有り難いと思います。

(座長)

今の内容を加味して頂くようお願いします。委員の質問にありました1ページの最後からの「特に中小家畜の生産を支える生命線であると同時に、消費面でも欠くことのできないもの」とありますが、消費面の意味について事務局からお答え下さい。

(飼料課長)

生活上の、という意味です。

(委員)

3ページの2の「生産の拡大が需要の増大を後押しする」とありますが、安定供給が需要の増大を後押しするという表現の方がいいのではないのでしょうか。それから銘柄数についてですが、単純にニーズに応えるということだけではない面があると思います。メーカー間の販売競争があり、また畜産農家のニーズもあって銘柄数の増加が起こっているのではないかと考えられます。

(座長)

備蓄に関して何かご意見はございませんか。

(委員)

14ページで「民間ベースで同量の在庫の確保」となっておりますが、備蓄が1か月分有り、民間が持っているものを単純に足すと2か月分あると判断される可能性がなきにしもあらずと思うのですが、備蓄は備蓄、我々が持っている民間ベースの在庫というものはあくまでもランニングストックであって、これが無ければ明日の生産が止まってしまうものなので、この辺の違いを文言の修正ではっきりしておいた方がいいような気がするのですが。安定供給という前提でいくな

らば、これも確かに1か月あるというのはある基準があって、民間で必ずしも下限として1か月持っているというわけではないわけですし、ピークといっても間違いではない数字なので、ここは余り強調されてしまうと、安全なものを安定的に安価で供給するにはやはり必要な在庫なのではないかと理解して頂いておかないと誤解を招いてしまう可能性があります。

(飼料課長)

それも含めて、今後の備蓄水準を決定する際に国だけ少なくして後は民間の方だけ頑張ってくれという話しもあるかと思えます。そこは内容を精査しながら検討してまいりたいと思えます。

(委員)

今のお話はおそらく性格が違うということだと思えるのですが、確かに性格は違います。基本はランニングストックであり、そこは表現としては修正した方がいい。

(代理)

民間経費のストックはこういう状況でこういう性質を持っているということで、民間在庫の位置づけをはっきりさせるべきだと思います。

(委員)

含み損の問題ですが、最近特に低価法を取るべきという世の中の流れがありまして、会計法上の低価法の評価に切り替えるということ、今後の検討事項に加えて記述するべきではないでしょうか。

(委員)

本来行政側が回答すべきことであるかと思えます。はっきり申しまして通常の企業会計では明らかに評価損ということで計上するべきです。公益法人会計においては、これまでは規定していませんが、やはり、時代の流れはそういう方向に近づいているという状況は認識しています。いずれにしろ、この問題については、一番気になる課題です。一方では丸々含み損と考えてもいいのかということですが、備蓄は猛烈にものがなくなった時に放出するためのもので、残念ながらそこまでいくような状況は無かったのですが、そういうものについては、平成8年の時により、著しく高騰すれば、放出することが出来、含み損は一気に解決するそういう性格を持っています。従ってそれを直ちに含み損とはいえないということで、「いわゆる「含み損」」という表現となっています。そういう問題の性格をよく見て、しかしそうは言っても実際にはかなりの無茶苦茶な相場にならなければ評価損が出るものについては、少しずつでも簿価を下げていかなければ、放出するチャンスが生まれません。今回の報告案で弾力的な運営ということで、事前に明確化された放出等のルール下でやることを前提として簿価の引き下げを図っていく可能性が出てきた。そういったことを意識しながら、この問題を解決していかなければならない。従ってこの問題はこれからの課題だと思います。今回備蓄に関して全体の問題点をさらけ出したことによって、むしろ肩の荷が下りた、これで堂々とやっていくと、関連業界とも連携しながらやっていきたいというふうにあります。ただその場合に一番大事なことは、工程表の作成があると思えます。やはり実際に備蓄を扱っているサイロ関係者といろんな意味での認識を合わせていくべきであり、例えばこの中にある基準の明確化ということについては、かなり専門的な見地を含めた極めの細かい詰めがどうしても必要になります。したがってこの第三者機関をどうされるかということですが、飼料問題懇談会と

いう場でいちいち専門的な詰めをやるわけにはいかないと思いますので、できれば協議を受けての専門的ワーキンググループをつくり、その場合は業界関係者にも入って頂いて、そういう詰めの場合をこの懇談会にエンドースして頂いて、結果については、飼料問題懇談会に諮っていくべきだと思います。実際にこれから急ピッチでいろいろなことを進めていくこととなりますが、よろしくお願いします。

(飼料課長)

備蓄水準はどうあるべきかというのは政府の立場ですし、第3者委員会は透明化のための機関であり、この議論自体は第3者機関とは別のところで扱うべきではないかと思います。

(委員)

資料はずいぶん分かりやすくなったと思います。でも備蓄量については、民間と国で保有する意味がよく分からないように思います。

企業によるランニングストックと、国の備蓄は自ずから違うと考えていたのですが、その違いが見にくいように思います。

商品取引上の当たり前のストックと食料安全保障と同様の備蓄との違いをはっきり示していただいた方がよいと思います。

また、中間報告の、14ページの部分で「備蓄コストの削減」だとか、「民間ベースで同量の在庫」という部分をもう少し具体的に、資料の5にはあるのですが、本文のなかにこそ「こういう方向に持っていこうと思う」といった具体的な話があってもいいかなという気がします。

「こうあって欲しい、このように持っていきたいと思っています」というものがあるならばはっきりと書いていただいた方が分かりやすいと思います。

何が問題で、どんなことが起こったらどんなふうに対処するんだということがわかるようにしていただいた方がよいと思います。

(飼料課長)

性格としては、国が1か月、民間の部分については通常在庫でもたれている部分、もうちょっと増やしていこうといこうところですが、ただそうは言うものの、供給責任がありますので、ある程度在庫は持って頂いておりますが、その辺は検証されていない部分があって、現実的な面とあわせて整理していかなければならない、それは今後やっていこうと思っていますので、ご理解願います。

(委員)

これまでのものの考え方は今課長が説明したとおり、制度創設時に打ち出した考え方で、国の備蓄が1か月もつということで、民間のもつ在庫は極力うすくしてもよいことではなく、ある程度民間に通常在庫程度はきちんと持ってもらいたいということで指導をしています。我々の方でも在庫について逐次フォローしています。それはだいたい1か月ということで、細かく言うと各社によって若干の差はありますが、概ねそんなところです。

(委員)

保管料の部分について、保管料の区分けというのは国での対応なのですか。

(委員)

国の備蓄は、サイロを持っている民間に80万トンを保管委託し預けている。そういう契約の中で必要な保管料が払われる。国の備蓄についてはこれだけ預けているから、保管料はこれだけかかるよというやりとりがおこなわれています。

(委員)

民間の飼料会社は飼料保管に要した経費は飼料代に加算していますよね。国として備蓄をしている飼料にも保管料が毎年60億円もかかっています。消費者の立場で自分の首をしめるような発言になりますが、幸いにして飼料の放出をしなくて済んでいる年でも、この保管料は赤字として積み上げるのではなく、循環して出ていく飼料に上乘せしていくことはできないのでしょうか。結果として私たちが口にするお肉代が高くなってしまおうのかとも思いますが、なにかことがあっても肉を確保できるという安全料として毎年、保管料分だけは償却していくというわけにはいかないのでしょうか。

(委員)

観念的には考えられそうですけれども、畜産物、卵等末端まで全部転嫁する構造にはまだなっていないので、なかなかそのようにはいかないのが実態です。やはりその分の税金により、転嫁でまかなっていきかない、そういうメカニズムなのです。

(飼料課長)

安全保障の面からいえば、今持っている備蓄の分について最初は畜産物という形で供給されていきますが、場合によっては穀物自体を直接、食料として配給するという事態も考えられます。

(草地整備推進室長)

結果的に配合飼料から、完全に畜産物に転嫁された場合、国産の畜産物は飼料備蓄の安全料を加味をしなければならぬ。輸入畜産物はそれをしなくてもいいということで、なかなか難しい問題です。

(委員)

今の提案というかお考えは正しいと思います。現実問題としてはなかなか難しい。先ほどの飼料課長の説明でよく分からないのですが、依然としてランニングストック的な民間の在庫と、国のいわゆる備蓄と、その性格が飼料課長の説明ではますますよく分からないのですが、やはり企業としては本来在庫を抱えたくない訳です。自分の安定供給が出来ればいいわけで、おそらく機構が一応はチェックしているのでしょうけれども、持っていないければ損だということはないはずですよ。極端に言えば今0.5しか持っていないとか0.3しか持っていないとか、あるいは0.5だから、0.3だからけしからんのでその分をペナルティをもらうという仕組みになっていない、そうだとするとやはり基本的には企業の判断でおやりになるということではないか。もちろん海外から持ってくるわけですから、その分の安定供給の責任と国がやる備蓄、これが全体トータルで考えるのは当然なのですが、もし企業がもっていないければペナルティだということになれば、私はそれも一つの考えですから、国の分を減らす、そうするとおそらく企業が猛反対されると思いますが。ですから性格は全然違います。ただ保管の仕方は、国がサイロを別に持ってやっているわけではなく、企業が余計な負担をしないようにサイロを増設するときに国が建設資金に対して一定の助成をする、ですから同じサイロの中のこの一定部分が国の部分ですというふうにしているわけです。どんどん回転していますから、古くはなりません。価格がもし上がれば価格安定制度があります。飼料穀物の備蓄は民間で持っている部分と国が持っている部分はやはり違います。他のものも基本的にはそうだと思うのですが、大豆の備蓄なども企業自身の判断で在庫を持っています。もちろんある一定の水準は持ってくださいというのは国の方で指導するのですが、それを持っていなかったら

ペナルティとはなっていません。国の分の1か月をもし企業が持つということになれば、それは問題なので、常に確認していくべきですが。

次に11ページの中国のWTO加盟についてですが、中国国内での畜産物消費が高まり飼料穀物の輸入増大が国際市場にとって不安定要因となるというくだりについて、確かに中国のWTO加盟によりいろいろと穀物政策が変わりましたが、さっきのお話のようにトウモロコシ貿易における中国の輸入増加の可能性はあります。ここをどういうふうに表示するか工夫をするべきところだと思います。中国のWTO加盟が国際貿易上の透明性を高めたということは、長期的でもあり短期的でもある。長期的なことばかりではないと思います。

先程、委員よりお話があった件ですが、技術的な議論はこの懇談会ではなく別なところとするという飼料課長のお話がありましたが、別なところかはともかくとして、技術的な詰めというのはやはり第三者機関できちんと議論すべきものであります。工程表についてですが、いつお示し頂けるのか。

それから今更言って申し訳ないのですが、飼料添加物の話しが全く出てこない。安全安心といっている以上重要な問題なのではないか。入っていないと相当問題ではないかなと思います。飼料添加物の今後の展開、生産プロセスの開示、情報提供の中で非常に重要なことだと思います。

(座長)

有り難うございました。今の委員の御発言の中でもありましたように、民間の在庫と国の備蓄については、性格の違いが分かるような書き方にさせていただきたいと思います。それから第三者機関の内容については、これから検討されるということですので、候補を検討して頂くということによろしいでしょうか。

(委員)

はい、ただ先ほど委員のお話にもありましたように、かなり専門的なことですので、ここでは出来ない、そこはあくまでも飼料問題懇談会のテーマに関連しておやりになるのだから、その位置づけは、先ほど飼料課長はこの懇談会と関係のない話をされていたので、そうではないのではないかと、そういう位置づけにして頂きたい。

(座長)

それからもう一つお答え頂きたいたいのは、工程表についてはいかがでしょうか。

(飼料課長)

工程表については、飼料問題懇談会は年1回やっており、その際に進捗状況にあわせて出していきたいということで、まずは15年度予算編成を踏まえながら、例年でいくと3月位に懇談会を開催することになると思うのですが、先ず第一の備蓄問題に対応していきたいと思っております。飼料添加物についてはきちんと分かるようにしていきたい。

(委員)

3月は確かに実施状況等を点検するにはいいかもしれませんが、基本的なところは、まずプログラムができて初めてそれに基づいて予算が出来る。そういうやり方が普通なのではないでしょうか。そうでないと、プログラムが3月に出来るのに、何で今報告書を出すのか、報告を受け止めるにあたり、この時期というのは予算を編成したり、政策の方向性を決める時だからということで私は理解していましたが。逆に言えば、プログラムは1カ月くらいで示すべきではないでし

ようか。

(委員)

プログラムについてですが、備蓄とそれ以外の部分がありますが、備蓄に関しては機構としても作ります。今、ものの考え方は基本はこういうことだということ概ね出来ていますが、あとは手順としてこういうふうにやっていくかどうかというプログラムというか工程表をつくる。そういうことであれば、備蓄以外の部分もありますので、全体像はどうなるかはわかりませんが、7、8月時点で少なくとも役所には方針を提出していく予定です。

(飼料課長)

基本的な方向はここでまとめていただきましたので出ると思いますけれども、政策的な詰めとか財務省との関係は、順次やっていくということでご理解していただいて、できるだけ早期にお示しできるようにしていきたいと思います。

また、備蓄に関しての専門的な検討につきましては、委員の御発言も念頭において、よく検討したいと思います。

(座長)

急ぐ問題もありますので、実際具体的にはまた後で詰めて頂くということで、よろしくをお願いします。

(委員)

この点は重要なことです。今までの考え方が根底から崩れたのです。備蓄問題で「民間による在庫確保」ということが12ページにあります。民間の在庫がたまたま1カ月分あるというだけで、それがあから云々というふうに国のサイドからいうのはどうかと思います。また14ページ目の「民間在庫との関係等についても今後の備蓄運営の効率化の視点から検討を行う必要がある」とありますが、国は「民間の在庫の1か月分が重要だ」といい、民間は断定はしていませんが「備蓄という意味の在庫ではない」と重要なズレが判明しました。このような重要な点でズレがあったのでは、今後「適正な備蓄量」を検討するときに、何をもちて検討するのでしょうか。

(飼料課長)

民間が持っている在庫が0.9か月程度ということですが、国が保有している備蓄と民間が保有している在庫との関係を十分検証しながら、食料安全保障の観点において、どのようにして飼料を安定供給していくかを考えていく必要があります。

(委員)

民間がランニングストックとして持つのであれば、国は口を出さずに民間に任せればいいのかと思うのですが、やはり国は指導として1か月持つという指導を行って、先程の委員のお話だとペナルティもチェックもないから実質的には企業が判断していいのかという理解でよろしいのでしょうか。ただ、今後備蓄の在り方を考える時にも民間は民間に任せるといふのであれば、任せきってしまっ、民間は今国の在庫が今このくらいだから我々はこれくらい持っていなければまずいので持つというふうにしてしまう方がすっきりするかなと思います。ここでまた民間はいくら持って国はいくらというふうにも今後の議論がいくのかどうかというのが今ひとつ私には見えなくて、もう国は今までよけいなお節介をやり過ぎていたんだから、民間に任せればというふうにも思うのですが、そのあたりは考え方をクリアにして頂いた方がいいのかなという

感じがします。あと貸し付けというのが素人には分かりにくいんですが、これまで在庫の放出がなくて貸し付けはあった、これはいわゆる売ってしまうと昔高く買ってしまったから得が少ないからというだけで出てくるのだとすると、今後の備蓄と放出の仕方というのもきちっと押さえておく必要があるのかなという気がします。

(委員)

ランニングストックということ自体誤解されて、備蓄が1か月が基準ですよという話と、民間が過去の実績を見たら1か月近いという部分を持って動いていたというだけの1か月であって、別に国の備蓄が1か月だということを経験にして民間が1か月持っていたということではない。国が備蓄制度をやるときに、備蓄だけをあてにされて、出来るだけ在庫を少なくした方が我々は助かる訳ですが、備蓄を空にされたらいけないので、歯止めをかけられたということであって、あくまで備蓄があるから1か月というのではなくて、たまたま企業として供給責任があるし、例えば安全性を確保するためには、ある程度の在庫を持って、ものが入ってきたときに検査をし、結果が出るまで済まない部分もあるんですね。そういうことも含めると、たまたま実績が約1か月弱あったということであり、我々としては安全なものを安定的にしかも無駄なコストをかけないで供給しなさいと、こういう要望に応えなければならぬと、この程度のものをより少なく持って運用していく、ですからこれだけに頼ってやっているのではなく、我々はこのために、スワップいわゆる交換ですが、自分が買って別の商社と玉をやりとりして、できるだけ備蓄があるからというところに落ちないようにしているのであって、議論の中で貸し付けが2万トンしかなかったというふうにいわれるのですが、備蓄という国策でやっているものだからやたらと手を付けられないので頑張ってきた結果なのです。

(委員)

ということは、国の備蓄がいくらになろうと、民間として今おっしゃった0.9くらいはご自分の判断で持っているから今後も備蓄運営に引きがれることはないという理解でよろしいですね。それでは関連してというのはよく分かりません。

(委員)

通常の安定生産するためには持っていなければいけません。

(委員)

微妙な問題ですが、備蓄制度を作ったときの考え方というのは、先ほどもお話したようなことですが、欠けたところにペナルティーを課すことまではやっていませんが、だからといって野放図でいいというわけではなく、これまでやってきた経緯から曖昧な部分は少し残りますが、それだからといって民間の在庫は、どうでもいいよとしてしまうのはどうかなと考えます。委員のように割り切った考え方をしていただければ、むしろその方がすっきりするような気がします。私の立場からは申しにくいのですが、従来からの流れはそういう考え方でありました。しかし、チェックするならばきちっと何らかの形でペナルティを課すとか、そのくらいやらないと確立しないというような考え方もあるかもしれませんし、これからは、正に懇談会でのみなさんのお考えによってこうしよう、こういうふうにするよということでご指導頂ければと思います。

(座長)

業者の備蓄のありようという点については、いろいろな経緯があって、委員がおっしゃったように、どちらかにと判断することになればすぐには出来ない、しかし懇談会の報告書というものは、120万トンの国家備蓄をどうするかということが中心であって、今までの赤字の部分の段階的にどう縮小していくかということについて議論し、その中で民間の備蓄をどう考えていくのかということについて整理するという経緯もあって、すっきりしたいところもあるが、短時間では無理であり、全体として残るところはありますが、それは今後仕事しながら政策に反映しながらということで、詰めていくしかないかなと思います。ということで、14ページの書きぶりについては難しいところではありますが、工夫すべきところがありますが、内容は今後検討ということにしたいと思いますがいかがでしょうか。ちょっと煮え切らない面もありますが、この問題についてはまだまだ時間がかかりそうなのでそういうことにさせていただきたいと思います。その段階でみなさんからご意見を聞きながらまとめていくということでもよろしく願います。それから委員、委員がおっしゃったことは、国がリスクを負う、そのリスクをどう解消していくかというある意味大胆な提案だと思しますので、受け止めたいなと思います。

(委員)

なお、この資料の中での表現ですが、資料2の放出基準について、「飼料穀物備蓄対策事業実施要綱に備蓄穀物の売渡について規定されているが、明確な基準なし」となっておりますが、「具体的な基準として整備が必要」というように修正していただきたいと思います。また、「飼料穀物備蓄制度について」の「飼料穀物備蓄を実施。なお、」の「なお」は必要ない。下の「平成2年度に」の後に「貸付制度を」と入れていただきたい。最後の「実施。」のところは「実施し、近年活発化の傾向にある」としていただきたいと思います。

(座長)

食料・農業・農村基本法の一つの精神であります飼料の自給率の向上ということについては、地べたに張り付くような努力をして、10年経ったときに、ようやく10%上がったんだという性格のもので、一変に5%も10%も上がるものではありません。例えば、食品残さを飼料化しようという努力ですとか、耕種農家と畜産農家が地域のコントラクターを介して地域のネットワークの中で自給飼料生産を高めていくような努力というのは、基本的には地域のネットワークが大切であり、ネットワークには何が重要かということ、コーディネーター等が中核となる。そういうことでお願いなのが、地域のネットワークづくりというものを支援していただくような施策が必要だと思います。お金だけでなく人の養成も必要なのではないでしょうか。それに絡んでこの提言の中に沢山ちりばめられていますが、スーパーマーケット方式というか専門店方式というか、予算の重点化ということをしかりやっていくことが重要かなと思います。重点化ということを考えていただければというふうに思います。また、この仕事を展開していく場合に、もう一つ大切なことが、試験研究と技術の普及と、施策はマッチングした形でやっていかなければならない。そうしますと、試験研究機関と行政の関係というものは、私が農水省の試験場にいた頃からはずいぶん変わってきている。例えば、昔筑波に畜産試験場あって、地域に農業試験場があり、各県の試験場があって、県の専門技術員がいて普及員がいる。そういうで推進効果があったのですが、独立行政法人化したことによって、必ずしも推進効果というか、いい意味

での指揮系統が維持されているのかという心配があり、技術会議との連携が重要になります。最後にこの報告書は、今後10年間の日本の飼料施策に関する礎であり、今までこういう形は無かったと思いますので、配布先を広くしていただいて、これからこういう方向でいくのだから、みんな頑張ろうよということになるので、通常の報告書の配布範囲以上に広げて頂ければいいかなと思います。報告書は修正部分がありますが、それについては座長と事務局との間で調整するというので、議事録については事務局で整理し公表するという形でいきたいと思います。

(委員)

修文した後の公表の仕方についてお願いなのですが、座長からプレスに向けて報告書に関し、説明して頂ければと思います。

(座長)

それでは終わります。